

22 日 獣 発 第 234 号

平成 22 年 11 月 30 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

獣医師法第 22 条の規定に基づく届出について

このことについて、平成 22 年 11 月 24 日付け 22 消安第 6572 号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から別添写しのとおり通知がありましたので、貴会関係者に周知方お願いします。

このたびの通知は、獣医師法第 22 条に基づき獣医師は 2 年ごとの届出が義務付けられており、本年はその届出を行う年となっていることについて、関係者への周知を求めたものです。

なお、届出書様式（獣医師法施行規則第 6 号様式）については、本会でも頒布しております。

本件内容の問合せ先

日本獣医師会事業担当 松岡

TEL 03-3475-1601



22消安第6572号
平成22年11月24日

社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

獣医師法第22条の規定に基づく届出について（依頼）

平素は、当課の業務等に関しまして御協力等いただきありがとうございます。

御承知のとおり、獣医師は、獣医師法（昭和24年法律第186号）第22条の規定に基づき2年ごとの届出が義務付けられており、本年はその届出を行う年となっております。

つきましては、貴会職員の中で獣医師の資格を有する者に対してこのことを周知していただきたく、該当者に別添回覧の配付を御配慮いただきますようお願いいたします。

なお、勝手ではございますが、貴会会員及び傘下機関等へも御周知いただきたく、あわせてお願いいたします。



回覧に御協力をお願いいたします。

平成22年11月24日

社団法人 日本獣医師会
に勤務する獣医師の皆さんへ

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班

獣医師法第22条の規定に基づく届出について

本年は獣医師法第22条の規定に基づく、2年に一度の獣医師の届出を行う年になっております。

獣医師免許をお持ちの方は、業務の種類及び内容にかかわらず、平成22年12月31日現在の状況（住所、氏名及び勤務先等）を、必ず平成23年1月1日～1月31日の受付期間中に、お住まいの都道府県の畜産主務課へ郵送等により届け出てください。

なお、様式等は、下記ご案内の農林水産省ホームページをご覧ください。

<詳細について>

農林水産省ホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/index.html>）→獣医師法22条に基づく届出（獣医師の住所等の届出）

獣医師法第22条の届出について

獣医師の分布、就業状況及び異動状況等の的確な把握は、獣医事行政の的確な遂行のために重要であることから、獣医師は、2年毎に住所、氏名、就業状況及び勤務先等を届け出ることが義務付けられています。

獣医師法施行規則（以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、平成の年号では偶数年の12月31日現在の状況を翌年の1月31日までに届け出ることとされており、その事項は、規則第13条第2項の規定により、第6号様式と示されています。

この届出は、全ての獣医師（海外に在住している者を除く）に課された義務です。届出をしなかった場合は、獣医師法第8条第2項の規定により業務の停止が命ぜられたり、免許が取り消されることがあります。

なお、期限までにされなかった届出はこの届出とは認められませんので、御注意ください。

注 意

獣医師法施行規則第6号様式は、日本工業規格のA6用紙（A4用紙の4分の1（148×105mm））の大きさです。

提出先は住所地の都道府県庁になります。担当課窓口については、各都道府県庁にお問い合わせください。

問い合わせ先

住所地の都道府県庁（畜産主務課等）

又は

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班

03-3502-8111（内線4530）

※第6号様式を線に添って切り取り、各都道府県に御提出ください。

○獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）（抜粋）

（免許の取消し及び業務の停止）

第八条 獣医師が第四条各号の一に該当するとき、又は獣医師から申請があつたときは、農林水産大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 獣医師が次の各号の一に該当するときは、農林水産大臣は、獣医事審議会の意見を聴いて、その免許を取り消し、又は期間を定めて、その業務の停止を命ずることができる。

一 第十九条第一項の規定に違反して診療を拒んだとき。

二 第二十二條の規定による届出をしなかつたとき。

三 前二号の場合のほか、第五条第一項第一号から第四号までの一に該当するとき。

四 獣医師としての品位を損ずるような行為をしたとき。

3 前項の規定により意見を聴かれたときは、獣医事審議会は、当該獣医師に、当該処分の原因となる事実を文書をもつて通知し、意見の聴取を行わなければならない。

4～7 （略）

（届出義務）

第二十二條 獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

○獣医師法施行規則（昭和二十四年農林水産省令第九十三号）（抜粋）

（届出）

第十三條 法第二十二條の農林水産省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年及び同年以降二年ごとの各年とする。

2 法第二十二條（法附則第十一項後段及び法附則第十五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第六号様式によらなければならない。

(参考)

獣医師法施行規則 第6号様式

第6号様式 [第13条]			
獣医師法第22条の届出書			
(平成 年12月31日現在)			
登録番号		本籍地の属する都道府県名	
登録年月日			
ふりがな氏名		性別	
		生年月日	
		年齢	歳
現住所			
免許取得の資格	種別	卒業学校名	
主たる職業	業務の種類		
	業務の内容		
	勤務先の名称		
	勤務先の所在地		
従たる職業の概要			
備考			

(日本工業規格A6)

注 意

- 一 登録番号及び登録年月日は、法附則第十三項の仮免状を有する者にあつては、その免状番号及び最初に仮免状を得た年月日を記入すること。
- 二 免許取得の資格の種類は、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 獣医師国家試験（法第十条の試験）に合格した者
 - 2 学校で獣医学を修めたことにより無試験で免許を受けた者（4に掲げる者を除く。）
 - 3 獣医師試験（旧法第一条第二項第二号の試験）に合格した者
 - 4 外国で獣医師の免許を得た等の事由により旧法第一条第二項第三号若しくは旧獣医免許規則（明治二十三年法律第七十六号）第二条第四号に該当することにより、又は旧獣医免許規則（明治十八年太政官布告第二十八号）第四条の規定により免許を受けた者
 - 5 獣医免許試験（旧獣医免許規則（明治二十三年法律第七十六号）第二条第一号の試験）に合格した者
 - 6 獣医開業試験（旧獣医免許規則（明治十八年太政官布告第二十八号）第一条の試験）に合格した者
- 三 免許取得の資格の卒業学校名は、次により記入すること。
 - 1 法第三条の規定により獣医師の免許を受けた者（法附則第十七項の規定により獣医師国家試験を受けた者を除く。）にあつては、法第十二条第一号又は第二号の卒業学校名
 - 2 法附則第六項、第七項若しくは第十八項の規定により免許を受けた者、法附則第九項に規定する獣医師又は法附則第十七項の規定より獣医師国家試験を受けて法第三条の規定により免許を受けた者にあつては、旧法第一条第二項第一号又は第三号の卒業学校名
 - 3 旧獣医免許規則（明治二十三年法律第七十六号）第三条の規定により免許を受けた者にあつては、同規則第二条第二号又は第三号の卒業学校名
 - 4 旧獣医免許規則（明治十八年太政官布告第二十八号）第二条の規定により免許を受けた者にあつては、同規則第三条の卒業学校名
- 四 主たる職業の業務の種類は、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 動物の診療であつて、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるもの
 - 2 動物の診療であつて、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令（平成四年政令第二百七十三号）第二条各号に掲げる飼育動物（以下「小鳥」という。）であるもの
 - 3 動物の診療であつて、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、犬、猫、鶏、うずら及び小鳥以外の動物であるもの
 - 4 動物の診療以外の業務であつて、獣医学上の知識を必要とするもの
 - 5 獣医学上の知識を必要としないもの
- 五 業務の内容は、次の区分により番号を記入すること。
 - 1 自ら開設する診療施設において診療の業務を行うもの
 - 2 他の者が開設する診療施設において診療の業務を行うもの
 - 3 自ら往診のみによつて診療の業務を行うもの
 - 4 他の者に雇用され往診のみによつて診療の業務を行うもの
 - 5 1から4までに掲げるもの以外のもの
- 六 従たる職業の概要には、四の区分による番号を併せ記入すること。
- 七 届出書の經由する都道府県知事が前回と異なる場合は、前回經由した都道府県知事を備考欄に記入すること。
- 八 該当事項のない欄には、斜線を引くこと。